

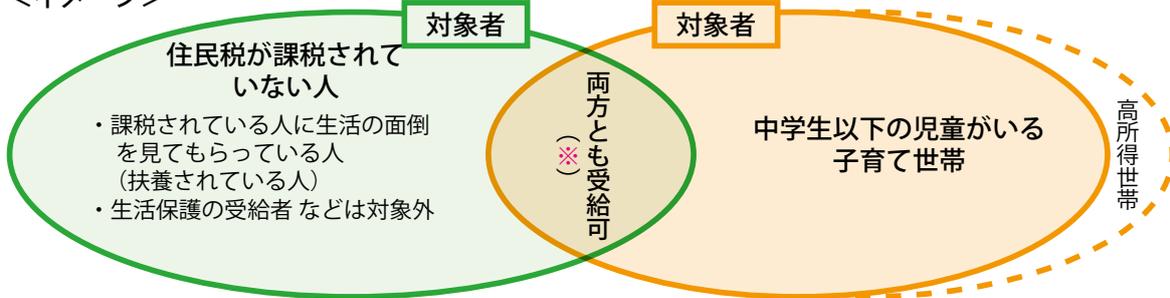
お知らせします。2つの給付金（平成27年度）

臨時福祉給付金

所得の低い人の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低いたがたへの負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

<イメージ>



(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

臨時福祉給付金 支給要件・申請方法

○支給対象者

- 平成27年度分の住民税が課税されていない人
- ※ただし、「住民税において、課税者の扶養となっている場合」、「生活保護の受給者である場合」などは対象となりません。

○支給額

- 1人につき 6,000円

○基準日

- 平成27年1月1日

(参考) 【住民税が課税されない所得水準の目安】(非課税限度額)
(給与所得者) (公的年金等受給者)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	255.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円

○申請先

- 役場町民福祉課、総合管理課

※一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、基準日の翌日以降であっても長島町で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに長島町にお住まいの人については、長島町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。

○申請期間 平成27年8月24日(月)～平成28年2月24日(水)

○提出書類 対象者と思われる人へは、申請書を郵送します。

子育て世帯臨時特例給付金 支給要件・申請方法

○支給対象者

- 平成27年6月分の児童手当を受給される人

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の人に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される人は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない人についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

○対象児童

- 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

○支給額

- 対象児童1人につき 3,000円

○基準日

- 平成27年5月31日

○申請先

- 役場町民福祉課、総合管理課

※上記以外の人で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、長島町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が長島町にある人が対象です。

(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。)

○申請締切 平成27年12月10日(木)まで

○提出書類 申請書は郵送してあります。

◎問い合わせ先

役場町民福祉課 ☎(86)1157 [直通]